

阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/
E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
入れる組合です

長期非常勤職員の「当分の間」撤廃・ 2015年解雇を阻止しよう！



短期雇用制度を撤廃し、短期非常勤職員の雇い止め・解雇をするな！

組合を無視した「当分の間」撤廃・ 労働条件の不利益変更の強行実施 は不当労働行為だ！

非常勤職員のみなさん、阪大で働く労働者のみなさん。

私たちは長期非常勤職員に対する2015年解雇阻止の闘いを、大阪府労働委員会の中でも阪大を追及して闘っています。

阪大は2009年10月26日、突然長期非常勤職員に対して「特例職員制度導入に伴う、今後の雇用等についてのお知らせ」（以下「お知らせ」）を通知しました。「お知らせ」の内容は「当分の間」撤廃による長期非常勤職員に対する2015年3月末の解雇予告です。

「当分の間」が何故つくられたかと言えば、法人化に際して阪大が一方向的に非常勤職員就業規則を制定し、雇用期間を3年～最長6年という短期雇用制度を導入し、この雇用期間に法人化以前の勤務年数を含むとしたからです。この条文が適用されれば、雇用期間以上働いてきた長期非常勤職員は即解雇されることになるからです。だから、私たちは非常勤職員の大量解雇に反対し、雇用継続を要求して闘いました。一方、阪大は法人化を乗り切るためには長期非常勤職員が必要なので、この条文を「当分の間」適用除外すると決めたのでした。

ところが、法人化が軌道に乗り始めた現在、阪大は本格的に「めざわりな存在」の長期非常勤職員を

一掃しようと、「当分の間」撤廃による2015年解雇攻撃に打ってでてきたのです。しかし、「当分の間」撤廃は長期非常勤職員の生存権・労働権を奪う人権侵害です。また、長期非常勤職員にとって重大な労働条件の不利益変更問題です。阪大は組合に提案し協議する義務と責任があります。しかし、阪大は「お知らせ」について組合に提案もせず形式団交を1回おこなっただけです。交渉途中にもかかわらず、2009年11月24日の役員会において決定し、2010年1月21日以後の団交を拒否したのでした。阪大の組合を無視した「当分の間」撤廃・労働条件の不利益変更の強行実施は不当労働行為です。絶対に許してはなりません。

大阪府労働委員会闘争は、いよいよ加藤分会長の証言に入ります。

どうか、圧倒的な傍聴によって加藤分会長を支援して下さることを切に訴えます。



加藤分会長、組合側主尋問の傍聴支援を！

8月3日（水） 午後1時～3時

エルおおさか 大阪府労働委員会9F
（地下鉄天満橋駅下車）



2015年解雇阻止の闘いを今日から取り組もう！ 阪大の非常勤職員使い捨てをストップさせよう！

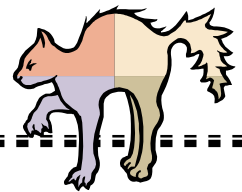
私たちは「当分の間」がつくられた当初から、長期非常勤職員にとって「当分の間」が撤廃されれば即解雇になるという危険性を明らかにしてきました。したがって、「当分の間」を撤廃するなという要求を立てて、阪大に「当分の間」撤廃問題を交渉議題とさせてきました。2004年3月24日の団交をはじめとして、阪大は「最大限定年まで雇用の可能性はある」という回答をおこない、多くの長期非常勤職員に「定年まで働ける」という期待を持たせてきました。しかし、阪大はそれを反故にして、2015年には解雇するというのです。この阪大の欺まんを絶対に許すことはできません。

阪大は昨年度、特例職員採用試験を2回実施して以降、いまだに「第3次採用試験は未定」として募集をしていません。これは阪大がもう採用試験をやらないという宣言ではないですか。阪大は「特例職員採用試験は5年間継続する」から「2015年3月末までの5年間に特例職員になるか退職するか選択せよ」と迫ったのでした。しかし、たった1年で特例職員採用試験を終わるつもりなのです。これは詐欺です。結局、阪大は2回の採用試験で60名を採用しただけで、それ以外の長期非常勤職員は“もう、いない”と言っているのです。いみじくも、私たちが指摘したように、「お知らせ」は「特例職員制度をつくって何人かは残すが、その他大勢は放り出して短期雇用制度の矛盾の解消を図る」手段であることを証明しています。なお、特例職員について、阪大は常勤職員と同じと説明していますが、「準常勤職員」という新たな差別的な身分です。

阪大は、大学にとって「めざわりな存在」である長期非常勤職員をなくすことで、短期雇用制度を再確立しようとしているのです。すでに、法人化8年を経て、法人化以降雇用された短期非常勤職員が雇い止め攻撃にさらされ続けています。したがって、私たちは「当分の間」撤廃・2015年解雇阻止の闘い

と、短期雇用制度を撤廃させる闘いを一つのものとして闘わなければなりません。その闘いこそが、長期を含むすべての非常勤職員の雇用を守ることができるのです。

長期非常勤職員のみなさん。今こそ、非常勤職員は団結して、阪大の非常勤職員使い捨てをストップさせるため、共に闘おうではありませんか。非常勤職員の雇用と生活を守るために、阪大分会への加入をよびかけます。



非正規労働者の談話室

阪大の解雇攻撃に直面している短期および長期非常勤職員の人たちと相談会をもちます。

ひとりで悩まず、どんなことでも相談にきてください。

日時

7月28日(木曜) 午後6時～9時

8月25日(木曜) 午後6時～9時

場所

豊中市立千里公民館 第一会議室

(豊中市千里文化センターコラボ内)

アクセス: 北大阪急行またはモノレール

千里中央駅下車

連絡先

TEL: 06-6303-0449

E-mail: handaibunkai@yahoo.co.jp